

市場監督管理分野における重大な違法行為の通報に対する報奨に関する暫定弁法（日本語訳）

出典：中国政府系ウェブサイト（ncsti.gov.cn）掲載「市场监管领域重大违法行为举报奖励暂行办法」（国市监稽规〔2021〕4号、市場監督管理総局・財政部、2021年7月30日印発、2021年12月1日施行。同ページの表示では財政部ウェブサイトからの転載）

https://www.ncsti.gov.cn/zcfg/zcwj/202108/t20210826_39608.html

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

通知

【原文】国市监稽规〔2021〕4号

【訳文】国市監稽規〔2021〕4号

【原文】各省、自治区、直辖市和计划单列市、新疆生产建设兵团市场监管局（厅、委）、财政厅（局）：

【訳文】各省、自治区、直辖市及び計画単列市並びに新疆生産建設兵団の市場監督管理局（庁、委員会）及び財政庁（局）

【原文】市场监管总局、财政部联合制定了《市场监管领域重大违法行为举报奖励暂行办法》，现印发给你们，请遵照执行。

【訳文】市場監督管理総局及び財政部は、「市場監督管理分野における重大な違法行為の通報に対する報奨に関する暫定弁法」を共同で制定したので、ここに印刷配布する。これを遵守して執行されたい。

【原文】各地市场监管部門、財政部門要做好协调配合及举报奖励资金保障工作，结合实际制定具体实施措施和配套制度，积极推进举报奖励制度落实。对于执行过程中发现的问题，请及时向市场监管总局、财政部反馈。

【訳文】各地の市場監督管理部門及び財政部門は、協調・協力及び通報報奨資金の確保の業務を適切に行い、実情を踏まえて具体的な実施措置及び関連制度を定め、通報報奨制度の実施を積極的に推進しなければならない。執行の過程で発見した問題については、速やかに市場監督管理総局及び財政部に報告されたい。

【原文】市场监管总局财政部

【訳文】市場監督管理総局 財政部

【原文】2021 年 7 月 30 日

【訳文】2021 年 7 月 30 日

【原文】（此件公开发布）

【訳文】（本件は公開する。）

【原文】市场监管领域重大违法行为举报奖励暂行办法

【訳文】市場監督管理分野における重大な違法行為の通報に対する報奨に関する暫定弁法

第 1 章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】 为了鼓励社会公众积极举报市场监管领域重大违法行为，推动社会共治，根据市场监管领域相关法律法规和国家有关规定，制定本办法。

【訳文】 社会公衆が市場監督管理分野における重大な違法行為を積極的に通報することを奨励し、社会による共同統治を推進するため、市場監督管理分野の関係法律法規及び国の関係規定に基づき、この弁法を制定する。

第二条

【原文】 各级市场监督管理部门受理社会公众（以下统称举报人，应当为自然人）举报属于其职责范围内的重大违法行为，经查证属实结案后给予相应奖励，适用本办法。

【訳文】 各級の市場監督管理部門が、社会公衆（以下「通報者」と総称する。自然人に限る。）からその職責の範囲内にある重大な違法行為の通報を受理し、調査により事実であることが確認されて事件が終結した後に相応の報奨を与えることについては、この弁法を適用する。

【原文】 本办法所称重大违法行为是指涉嫌犯罪或者依法被处以责令停产停业、责令关闭、吊销（撤销）许可证件、较大数额罚没款等行政处罚的违法行为。地方性法规或者地方政府规章对重大违法行为有具体规定的，可以从其规定。较大数额罚没款由省级以上市场监督管理部门商本级政府财政部门结合实际确定。

【訳文】 この弁法において「重大な違法行為」とは、犯罪の嫌疑があり、又は法に基づき生産・営業停止命令、閉鎖命令、許可証の取消し、比較的多額の罰金・没収【訳者注：原文は「罰没款」。行政処罰としての罰款（過料）及び違法所得の没収の金額を併せたもの】等の行政処罰を科された違法行為をいう。地方性法規又は地方政府規章に重大な違法行為についての具体的な規定があるときは、その規定によることができる。比較的多額の罰金・没収は、省級以上の市場監督管理部門が同級の政府の財政部門と協議の上、実情を踏まえて定める。

第三条

【原文】 举报下列重大违法行为，经查证属实结案后，给予相应奖励：

【訳文】次に掲げる重大な違法行為を通報し、調査により事実であることが確認されて事件が終結したときは、相応の報奨を与える。

【原文】（一）违反食品、药品、特种设备、工业产品质量安全相关法律法规规定的重大违法行为；

【訳文】（1）食品、医薬品、特殊設備又は工業製品の品質安全に関する法律法規の規定に違反する重大な違法行為

【原文】（二）具有区域性、系统性风险的重大违法行为；

【訳文】（2）地域的又はシステミックなリスクを有する重大な違法行為

【原文】（三）市场监管领域具有较大社会影响，严重危害人民群众人身、财产安全的重大违法行为；

【訳文】（3）市場監督管理分野において比較的大きな社会的影響を有し、人民大衆の身体及び財産の安全に重大な危害を及ぼす重大な違法行為

【原文】（四）涉嫌犯罪移送司法机关被追究刑事责任的违法行为。

【訳文】（4）犯罪の嫌疑があり、司法機関に移送されて刑事責任を追及された違法行為

【原文】经市场监督管理部门依法认定，需要给予举报奖励的，按照本办法规定执行。

【訳文】市場監督管理部門が法に基づき通報報奨を与える必要があると認定したときは、この弁法の規定に従い執行する。

第四条

【原文】举报人可以通过市场监督管理部门公布的接收投诉举报的互联网、电话、传真、邮寄地址、窗口等渠道，向各级市场监督管理部门举报市场监管领域重大违法行为。

【訳文】通報者は、市場監督管理部門が公表した苦情・通報の受付用のインターネット、電話、ファクシミリ、郵送先住所、窓口等の経路を通じて、各級の市場監督管理部門に市場監督管理分野における重大な違法行為を通報することができる。

第五条

【原文】举报人可以实名或者匿名举报。实名举报应当提供真实身份证明和有效联系方式，匿名举报人有举报奖励诉求的，应当承诺不属于第十条规定的情形，提供能够辨别其举报身份的信息作为身份代码，并与市场监督管理部门专人约定举报密码、举报处理结果和奖励权利的告知方式。

【訳文】通報者は、実名又は匿名で通報することができる。実名で通報するときは、真実の身元証明及び有効な連絡方法を提供しなければならない。匿名の通報者が通報報奨を求めるときは、第 10 条に規定する場合に該当しないことを誓約し、その通報者としての身元を識別することができる情報を身元コードとして提供し、かつ、市場監督管理部門の担当者との間で、通報パスワード並びに通報の処理結果及び報奨を受ける権利の告知方法を取り決めなければならない。

【原文】匿名举报人接到奖励领取告知，并决定领取奖励的，应当主动提供身份代码、举报密码等信息，便于市场监督管理部门验明身份。

【訳文】匿名の通報者は、報奨の受領の告知を受け、報奨を受領することを決めたときは、市場監督管理部門が身元を確認することができるよう、身元コード、通報パスワード等の情報を自ら提供しなければならない。

【原文】省级市场监督管理部门可以结合实际制定匿名举报奖励发放的特别程序规定。

【訳文】省級の市場監督管理部門は、実情を踏まえて、匿名の通報に対する報奨の支給に関する特別の手續規定を定めることができる。

第六条

【原文】各级市场监督管理部门应当建立健全举报奖励管理制度。做好举报奖励资金的计算、核审、发放工作。

【訳文】各級の市場監督管理部門は、通報報奨の管理制度を確立し、及び整備し、通報報奨資金の計算、審査及び支給の業務を適切に行わなければならない。

第七条

【原文】 举报奖励资金按照国家有关规定由各级人民政府纳入本级预算管理，并接受财政、审计部门的监督。

【訳文】 通報報奨資金は、国の関係規定に従い、各級の人民政府が当該級の予算管理に組み入れ、財政部門及び会計検査部門の監督を受ける。

第 2 章 報奨の条件（第二章 奖励条件）

第八条

【原文】 获得举报奖励应当同时符合下列条件：

【訳文】 通報報奨を受けるには、次に掲げる条件のいずれにも適合しなければならない。

【原文】 （一）有明确的被举报对象和具体违法事实或者违法犯罪线索，并提供了关键证据；

【訳文】 （1）明確な被通報者及び具体的な違法事実又は違法・犯罪の手がかりがあり、かつ、重要な証拠を提供したこと。

【原文】 （二）举报内容事先未被市场监督管理部门掌握；

【訳文】 （2）通報の内容を市場監督管理部門が事前に把握していなかったこと。

【原文】 （三）举报内容经市场监督管理部门查处结案并被行政处罚，或者依法移送司法机关被追究刑事责任。

【訳文】 （3）通報の内容が市場監督管理部門により調査・処理されて事件が終結し、行政処罰が科され、又は法に基づき司法機関に移送されて刑事責任が追及されたこと。

第九条

【原文】 举报奖励的实施应当遵循以下原则：

【訳文】 通報報奨の実施に当たっては、次に掲げる原則に従わなければならない。

【原文】 （一）同一案件由两个及以上举报人分别以同一线索举报的，奖励第一时间举报人；

【訳文】 （1）同一の事件について2人以上の通報者がそれぞれ同一の手がかりにより通報したときは、最も早く通報した者に報奨を与える。

【原文】 （二）两个及以上举报人联名举报同一案件的，按同一案件进行举报奖励分配；

【訳文】 （2）2人以上の通報者が連名で同一の事件を通報したときは、同一の事件として通報報奨を分配する。

【原文】 （三）举报人举报同一事项，不重复奖励；同一案件由两个及以上举报人分别举报的，奖励总金额不得超过第十二条规定的对应奖励等级中最高标准；

【訳文】 （3）通報者が同一の事項を通報したときは、重複して報奨を与えない。同一の事件について2人以上の通報者がそれぞれ通報したときは、報奨の総額は、第12条に規定する対応する報奨等級における最高基準を超えてはならない。

【原文】 （四）最终认定的违法事实与举报事项完全不一致的，不予奖励；最终认定的违法事实与举报事项部分一致的，只计算相一致部分的奖励金额；除举报事项外，还认定其他违法事实的，其他违法事实部分不计算奖励金额；

【訳文】 （4）最終的に認定された違法事実が通報事項と全く一致しないときは、報奨を与えない。最終的に認定された違法事実が通報事項と一部一致するときは、一致する部分のみについて報奨金額を計算する。通報事項のほかにその他の違法事実も認定されたときは、その他の違法事実の部分については報奨金額を計算しない。

【原文】（五）上级市场监督管理部门受理的跨区域的举报，最终由两个或者两个以上市场监督管理部门分别调查处理的，负责调查处理的市场监督管理部门分别就本行政区域内的举报查实部分进行奖励。

【訳文】（5）上級の市場監督管理部門が受理した地域をまたがる通報について、最終的に2以上の市場監督管理部門がそれぞれ調査して処理したときは、調査・処理を担当した市場監督管理部門が、それぞれ当該行政区域内の通報で事実と確認された部分について報奨を与える。

第十条

【原文】 有下列情形之一的，不予奖励：

【訳文】 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、報奨を与えない。

【原文】 （一）市场监督管理部门工作人员或者具有法定监督、报告义务人员的举报；

【訳文】 （1）市場監督管理部門の職員又は法定の監督若しくは報告の義務を負う者が通報したとき。

【原文】 （二）侵权行为的被侵权方及其委托代理人或者利害关系人的举报；

【訳文】 （2）権利侵害行為の被侵害者又はその委任代理人若しくは利害関係人が通報したとき。

【原文】 （三）实施违法行为人的举报（内部举报人除外）；

【訳文】 （3）違法行為をした者が通報したとき（内部通報者を除く。）。

【原文】 （四）有任何证据证明举报人因举报行为获得其他市场主体给予的任何形式的报酬、奖励的；

【訳文】 （4）通報者が通報行為によりその他の市場主体からいかなる形式であれ報酬又は報奨を得たことを証明する何らかの証拠があるとき。

【原文】（五）其他不符合法律、法规规定的奖励情形。

【訳文】（5）その他法律又は法規の規定に適合しない報奨の場合

第 3 章 報奨の基準（第三章 奖励标准）

第十一条

【原文】 举报奖励分为三个等级：

【訳文】 通報報奨は、次の 3 等級に分ける。

【原文】（一）一级举报奖励。该等级认定标准是提供被举报方的详细违法事实及直接证据，举报内容与违法事实完全相符，举报事项经查证属于特别重大违法行为或者涉嫌犯罪；

【訳文】（1）一級通報報奨。この等級の認定基準は、被通報者の詳細な違法事実及び直接証拠を提供し、通報の内容が違法事実と完全に一致し、かつ、通報事項が調査により特に重大な違法行為に該当し、又は犯罪の嫌疑があると確認されたことである。

【原文】（二）二级举报奖励。该等级认定标准是提供被举报方的违法事实及直接证据，举报内容与违法事实完全相符；

【訳文】（2）二級通報報奨。この等級の認定基準は、被通報者の違法事実及び直接証拠を提供し、通報の内容が違法事実と完全に一致することである。

【原文】（三）三级举报奖励。该等级认定标准是提供被举报方的基本违法事实及相关证据，举报内容与违法事实基本相符。

【訳文】（3）三級通報報奨。この等級の認定基準は、被通報者の基本的な違法事実及び関連する証拠を提供し、通報の内容が違法事実と基本的に一致することである。

第十二条

【原文】对于有罚没款的案件，市场监督管理部门按照下列标准计算奖励金额，并综合考虑涉案货值、社会影响程度等因素，确定最终奖励金额：

【訳文】罰金・没収のある事件については、市場監督管理部門は、次に掲げる基準により報奨金額を計算し、かつ、事件に係る物品の価額、社会的影響の程度等の要素を総合的に考慮して、最終的な報奨金額を確定する。

【原文】（一）属于一级举报奖励的，按罚没款的 5%给予奖励。按此计算不足 5000 元的，给予 5000 元奖励；

【訳文】（1）一級通報報奨に該当するときは、罰金・没収の額の 5%の報奨を与える。この計算により 5000 元に満たないときは、5000 元の報奨を与える。

【原文】（二）属于二级举报奖励的，按罚没款的 3%给予奖励。按此计算不足 3000 元的，给予 3000 元奖励；

【訳文】（2）二級通報報奨に該当するときは、罰金・没収の額の 3%の報奨を与える。この計算により 3000 元に満たないときは、3000 元の報奨を与える。

【原文】（三）属于三级举报奖励的，按罚没款的 1%给予奖励。按此计算不足 1000 元的，给予 1000 元奖励。

【訳文】（3）三級通報報奨に該当するときは、罰金・没収の額の 1%の報奨を与える。この計算により 1000 元に満たないときは、1000 元の報奨を与える。

【原文】无罚没款的案件，一级举报奖励至三级举报奖励的奖励金额应当分别不低于 5000 元、3000 元、1000 元。

【訳文】罰金・没収のない事件については、一級通報報奨から三級通報報奨までの報奨金額は、それぞれ 5000 元、3000 元及び 1000 元を下回ってはならない。

【原文】违法主体内部人员举报的，在征得本级政府财政部门同意的情况下，适当提高前款规定的奖励标准。

【訳文】違法主体の内部の者が通報したときは、当該級の政府の財政部門の同意を得て、前項に規定する報奨の基準を適切に引き上げる。

第十三条

【原文】每起案件的举报奖励金额上限为 100 万元，根据本办法第十二条规定确定的奖励金额不得突破该上限。单笔奖励金额达到 50 万元以上（含 50 万元）的，由发放举报奖励资金的市场监督管理部门商本级政府财政部门确定。

【訳文】1 件の事件についての通報報奨金額の上限は 100 万元とし、この弁法第 12 条の規定により確定した報奨金額は、この上限を超えてはならない。1 回の報奨金額が 50 万元以上（50 万元を含む。）に達するときは、通報報奨資金を支給する市場監督管理部門が当該級の政府の財政部門と協議の上、確定する。

第十四条

【原文】市场监督管理部门已经实施行政处罚或者未实施行政处罚移送司法机关追究刑事责任的，分别不同情况依据本办法第十二条的规定给予奖励。

【訳文】市場監督管理部門が既に行政処罰を科した場合、又は行政処罰を科さずに司法機関に移送して刑事責任を追及させた場合には、それぞれの状況に応じて、この弁法第 12 条の規定により報奨を与える。

第 4 章 報奨の手續（第四章 奖励程序）

第十五条

【原文】负责举报调查办理、作出最终处理决定的市场监督管理部门在举报查处结案或者移送追究刑事责任后，对于符合本办法规定奖励条件的，应当在 15 个工作日内告知举报人。举报奖励由举报人申请启动奖励程序。

【訳文】通報の調査・処理を担当し、最終的な処理決定をした市場監督管理部門は、通報に係る事件の調査・処理が終結し、又は刑事責任の追及のために移送した後、この弁法に規定

する報奨の条件に適合するときは、15 営業日以内に通報者に告知しなければならない。通報報奨の手続は、通報者の申請により開始する。

第十六条

【原文】 举报奖励实施部门应当对举报奖励等级、奖励标准等予以认定，确定奖励金额，并将奖励决定告知举报人。

【訳文】 通報報奨を実施する部門は、通報報奨の等級、報奨の基準等を認定し、報奨金額を確定し、かつ、報奨の決定を通報者に告知しなければならない。

第十七条

【原文】 奖励资金的支付，按照国库集中支付制度有关规定执行。

【訳文】 報奨資金の支払は、国庫集中支払制度の関係規定に従い執行する。

第十八条

【原文】 举报人应当在被告知奖励决定之日起 30 个工作日内，由本人凭有效身份证明领取奖励。委托他人代领的，受托人须同时持有举报人授权委托书、举报人和受托人的有效身份证明。

【訳文】 通報者は、報奨の決定の告知を受けた日から 30 営業日以内に、本人が有効な身元証明により報奨を受領しなければならない。他人に代理受領を委任するときは、受任者は、通報者の委任状並びに通報者及び受任者の有効な身元証明を併せて所持しなければならない。

【原文】 特殊情况可适当延长举报奖励领取期限，最长不得超过 10 个工作日。举报人无正当理由逾期未领取奖金的，视为主动放弃。

【訳文】 特別な事情があるときは、通報報奨の受領期限を適切に延長することができる。ただし、延長は最長 10 営業日を超えてはならない。通報者が正当な理由なく期限を過ぎても報奨金を受領しないときは、自ら放棄したものとみなす。

第十九条

【原文】 举报人对奖励金额有异议的，可以在奖励决定告知之日起 10 个工作日内，向实施举报奖励的市场监督管理部门提出复核申请。

【訳文】 通報者は、報奨金額に異議があるときは、報奨の決定の告知の日から 10 営業日以内に、通報報奨を実施する市場監督管理部門に再審査を申請することができる。

第 5 章 監督管理（第五章 監督管理）

第二十条

【原文】 市场监督管理部门应当加强对奖励资金的申报和发放管理，建立健全举报奖励责任制度，严肃财经纪律。设立举报档案，做好汇总统计工作。

【訳文】 市場監督管理部門は、報奨資金の申請及び支給の管理を強化し、通報報奨の責任制度を確立し、及び整備し、財政経済規律を厳正にしなければならない。通報記録を設け、集計及び統計の業務を適切に行わなければならない。

第二十一条

【原文】 市场监督管理部门应当依法保护举报人的合法权益，严格为举报人保密，不得泄露举报人的相关信息。

【訳文】 市場監督管理部門は、法に基づき通報者の合法的な権益を保護し、通報者のために厳格に秘密を保持しなければならない、通報者に関する情報を漏洩してはならない。

第二十二条

【原文】 市场监督管理部门工作人员在实施举报奖励过程中，有下列情形的，视情节轻重给予政务处分；涉嫌犯罪的，依法追究刑事责任：

【訳文】 市場監督管理部門の職員が、通報報奨を実施する過程において、次に掲げる行為をしたときは、情状の軽重に応じて政务处分【訳者注：公職人員政务处分法に基づく公職者への処分】を行う。犯罪の嫌疑があるときは、法に基づき刑事責任を追及する。

【原文】 （一）伪造或者教唆、伙同他人伪造举报材料，冒领举报奖励资金的；

【訳文】（1）通報資料を偽造し、又は他人を教唆し、若しくは他人と共同して偽造し、通報報奨金を詐取したとき。

【原文】（二）泄露举报人信息的；

【訳文】（2）通報者の情報を漏洩したとき。

【原文】（三）向被举报人通风报信，帮助其逃避查处的；

【訳文】（3）被通報者に内通し、調査・処理を免れるのを助けたとき。

【原文】（四）其他应当依法承担法律责任的行为。

【訳文】（4）その他法に基づき法的責任を負うべき行為

第二十三条

【原文】举报人伪造材料、隐瞒事实，取得举报奖励，或者经市场监督管理部门查实不符合奖励条件的，市场监督管理部门有权收回奖励奖金。举报人故意捏造事实诬告他人，或者弄虚作假骗取奖励资金，依法承担相应责任；涉嫌犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】通報者が資料を偽造し、又は事実を隠して通報報奨を取得したとき、又は市場監督管理部門の調査により報奨の条件に適合しないことが判明したときは、市場監督管理部門は、報奨金を回収する権限を有する。通報者が故意に事実を捏造して他人を誣告し、又は虚偽の手段により報奨金を詐取したときは、法に基づき相応の責任を負う。犯罪の嫌疑があるときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第 6 章 附則（第六章 附則）

第二十四条

【原文】国务院药品监督管理部门和省级药品监督管理部门实施举报奖励，适用本办法。

【訳文】国务院の医薬品監督管理部門及び省級の医薬品監督管理部門が通報報奨を実施するときは、この弁法を適用する。

第二十五条

【原文】各省、自治区、直辖市和计划单列市、新疆生产建设兵团市场监督管理部门可以会同本级政府财政部门依据本办法制定本行政区域的实施细则，并报国家市场监督管理总局和财政部备案。

【訳文】各省、自治区、直辖市及び計画単列市並びに新疆生産建設兵団の市場監督管理部門は、当該級の政府の財政部門と共同して、この弁法に基づき当該行政区域の実施細則を定め、国家市場監督管理総局及び財政部に届け出ることができる。

第二十六条

【原文】本办法由国家市场监督管理总局会同财政部解释。

【訳文】この弁法は、国家市場監督管理総局が財政部と共同して解釈する。

第二十七条

【原文】本办法自 2021 年 12 月 1 日起施行。《财政部工商总局质检总局关于印发〈举报制售假冒伪劣产品违法犯罪活动有功人员奖励办法〉的通知》（财行〔2001〕175 号）、《食品药品监管总局财政部关于印发〈食品药品违法行为举报奖励办法〉的通知》（食药监稽〔2017〕67 号）同时废止。

【訳文】この弁法は、2021 年 12 月 1 日から施行する。「財政部、工商総局及び質検総局の『偽造・粗悪品の製造・販売の違法犯罪活動の通報に功績のあった者の報奨弁法』の印刷配布に関する通知」（財行〔2001〕175 号）及び「食品薬品監管総局及び財政部の『食品・医薬品違法行為通報報奨弁法』の印刷配布に関する通知」（食薬監稽〔2017〕67 号）は、同時に廃止する。

訳注：現行性について。本弁法は、市場監督管理総局及び財政部が 2021 年 7 月 30 日に印刷配布し（国市監稽規〔2021〕4 号）、2021 年 12 月 1 日から施行された部門規範性文書である。2026 年 10 月 5 日現在、現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で表題検索し、「市场监管总局、财政部关于印发《市场监管领域重大

违法行为举报奖励暂行办法》的通知」が「现行有效 部门规范性文件 国市监稽规〔2021〕4 号 2021.07.30 公布 2021.12.01 施行」と表示されることを確認（2026 年 10 月 5 日）。）。